

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の平成27年度一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)	176,820 千円
(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費	2,534,395 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名	経費	一般財源	
		千円	地方消費税交付金(社会保障財源化分) 千円
	千円	千円	千円
社会福祉	障害者福祉事業	616,826	20,928
	高齢者福祉事業	166,914	14,583
	児童・母子福祉事業	572,006	28,517
	その他事業	41,268	4,066
	小計	1,397,014	68,094
社会保険	介護保険事業	315,262	37,601
	国民健康保険事業	205,230	10,724
	国民年金事業	87	11
	小計	520,579	48,336
保健衛生	医療対策事業	554,616	52,921
	疾病予防対策事業	41,162	4,975
	健康増進対策事業	21,024	2,494
	小計	616,802	60,390
合計	2,534,395	176,820	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。